

群星

1月2月号 2023

January-February

隔月発行

Muribushi



特集

★火災から3年～首里城正殿着工へ～

- ★1 年頭のご挨拶 内閣府沖縄総合事務局長 田中 愛智朗
- ★2 特 集 火災から3年～首里城正殿着工～
- ★5 連載企画 沖縄歴史の散歩道 Vol.4
- ★6 連載企画 「あ!これも地団!—沖縄の地域団体商標(地団)活用事例—vol.3」
- ★8 なかゆくい おきなわのなつかしの風景～戦前の那覇の町にタイムスリップ～
- ★9 仕事の窓1 沖縄復帰50周年記念講演会
沖縄振興のこれまでとこれから～持続可能性のある強い沖縄経済を目指して～
- ★10 仕事の窓2 沖縄復帰50周年記念パネル展
沖縄公正取引室50年のあゆみ～どっきんの部屋～
- ★11 仕事の窓3 今後の公正取引室の取組～新しい資本主義～
- ★12 仕事の窓4 日本の財政について～大学生と一緒に考える～
- ★13 仕事の窓5 身近な国有財産～旧法定外公共物(旧里道・旧水路)について～
- ★14 仕事の窓6 外国投資家による投資について～外為法に基づく対内直接投資審査制度～
- ★16 仕事の窓7 食品ロス削減月間の取組について
- ★17 仕事の窓8 第44回全国土地改良大会沖縄大会の開催
- ★18 お知らせ① 中小事業者等取引公正化推進アクションプラン
- ★19 お知らせ② 農業者年金
- ★20 お知らせ③ 令和5年1月より車検証が電子化されます!
- ★21 内閣府だより 令和4年度第2次補正予算
～「強い沖縄経済」実現ビジョンの具体化に向け、約244億円を計上～

ださい。是非首里城公園に足をお運びください。姿もありますので、この機会に着々と復元が進んでいく中で、今しか見られない首里城の形で見学することができます。庫・原寸場完成に伴う見学デッキの設置等を行っており、正殿等の復元に向けた歩みを様々な形で見学することができます。

令和元年10月31日の火災により首里城正殿等が焼失してから3年が経過し、正殿の復元工事に着手しました。これまでに、有料区域の一部を開園し、首里城復興展示室(寄満(ゆいんち)跡)での展示や女官居室での飲食・物販、世誇殿(よほこりでん)での大型映像等による展示・解説、仮設見学デッキ及び解説板等の設置、木材倉



首里城

表
紙
写
真



年頭のご挨拶

内閣府沖縄総合事務局長
田中 愛智朗

令和5年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年は、沖縄が長い米国統治を経て祖国に復帰して50年となる節目の年でありました。天皇皇后両陛下のご臨席を賜るとともに、三権の長にご列席いただき、復帰を祝う式典が東京と沖縄をリモートで結び、盛大に開催されたことは新時代を感じさせるものでした。

また、社会情勢に目を向けてみると、我が国は、近年苦しめられてきたコロナ禍を乗り越え、社会経済活動の正常化が進みつつあり、この年末年始は、三年ぶりに、緊急事態宣言等の行動制限を行わずに過ごすことが出来ました。沖縄でも、基幹産業である観光産業については、全国旅行支援が再開したことなどもあり、コロナ禍からの回復が着実に進んでいるところであります。これを起点として沖縄全体の活性化に繋げ、沖縄振興を更に進めていくため、本年も職員一丸となり力を尽くしてまいります。

沖縄の歴史・文化の象徴であり、沖縄観光における重要な資源の一つでもある首里城については、昨年、「首里城正殿復元整備工事起工式」を迎えることが出来ました。引き続き「首里城復元に向けた技術検討委員会」の委員の皆様の御協力を頂きながら、工事を進めてまいります。工事の過程においては、復元現場の見学スペースの整備や定期的なメディアへの公開等を通じて現場の進捗状況を発信し、沖縄観光の振興に貢献していきたいと思います。

沖縄は観光産業の他にも、温暖な気候を活かした農業や地理的不利性の影響が比較的小さい情報通信産業など、今後も沖縄が飛躍するための様々なポテンシャルがあります。また、昨年は沖縄科学技術大学院大学(OIST)所属の研究者がノーベル賞を受賞するという大変喜ばしいニュースもありました。

沖縄は、成長著しいアジアの玄関口としての地理的特性や全国一高い出生率など、大きな優位性と潜在力を有しています。これらを活かして、「強い沖縄経済」を実現し、日本経済成長の牽引役となるよう、沖縄総合事務局としましても、引き続き様々な施策に取り組んでまいりますので、県民の皆様の変わらぬご支援をお願い申し上げます。

本年が皆様にとりまして、希望に満ちた輝かしい一年となりますよう心からお祈りし、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

火災から3年～首里城正殿着工へ

1. 首里城火災から3年

令和元年10月31日の火災により首里城正殿等が焼失してから3年が経過しました。開発建設部では関係機関と連携し早期の首里城復元に向けて取り組んでいるところです。

復元の状況としては、令和4年9月に木材倉庫・原寸場(仮設)が完成、正殿本体工事の着手へ向けて11月3日には起工式を執り行いました。令和5年に

は正殿を覆う素屋根(仮設)を設置し本体の現地組み立てが始まり、令和8年正殿復元へ向けて整備を進めているところです。

また、県内外の皆さまからの寄付金による沖縄県首里城復興基金を一部活用し、正殿本体工事に用いる大径材、造作材、瓦類、彫刻類等の調達に充てることとしており、沖縄県と連携しながら進めております。



令和元年から開催している首里城復元に向けた技術検討委員会及びそのワーキンググループ会議においても、引き続き議論を行っており、正殿の細部の確認や、正殿完成以降に整備する南殿、北殿等の復元方針の検討を行っているところです。

2. 復元の様子を段階的に公開

木材倉庫・原寸場や素屋根には、一般来園者のための見学窓を設け、工事過程の段階的な公開を行い、見せる復興の一環として取り組むこととしています。

令和元年から開催している首里城復元に向けた技術検討委員会及びそのワーキンググループ会議においても、引き続き議論を行っており、正殿の細部の確認や、正殿完成以降に整備する南殿、北殿等の復元方針の検討を行っているところです。

3. 首里城正殿復元整備工事起工式

令和4年11月3日午後、工事の安全と無事を祈願して「首里城正殿復元整備工事起工式」を正殿跡及び木材倉庫で行いました。

起工式は国會議員20名、

沖縄県知事、那覇市長他計

240名が参加し、岡田沖

縄担当大臣等による挨拶、

高良技術検討委員会委員

長等による祝辞の他、甦る

首里城を守る会による伝統

芸能「かぎやで風」の演舞が

披露されました。続いて木

材倉庫に移動し、ノミ入れ

(正殿に使用する国頭村産

オキナワウラジロガシ)を行

いました。

また同日午前に行われた

木遣行列(主催:沖縄県)で

は、中山門跡(守礼門前)に

おいて沖縄県知事を先頭に

地元小学生・高校生や古式

衣装の地元団体等によるパ

レードとともに御材木(オ

キナワウラジロガシ)が運ば

れ、周辺住民や観光客な

ど、多くの人が詰めかけま

【正殿起工式の様子】



▲田中局長による式辞



▲高良委員長による祝辞



▲石井国土交通副大臣による挨拶



▲岡田沖縄担当大臣による挨拶



▲「かぎやで風」の演舞



令和4年11月3日撮影

▲左:木材倉庫・原寸場 右:起工式会場(テント)



▲ノミ入れ、くす玉開披の状況

【木遣行列の様子】



▲木遣行列の様子

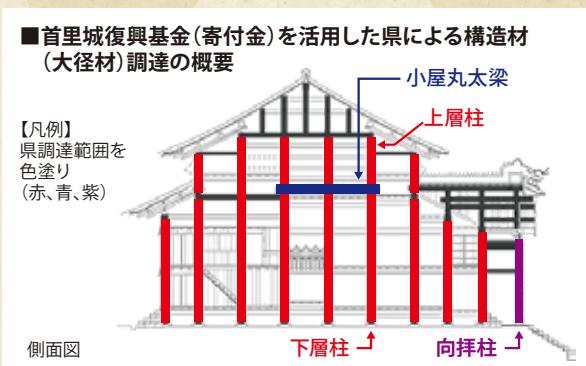


▲行列後の記念撮影(沖縄総合事務局、沖縄県、那覇市、地元小学校等)

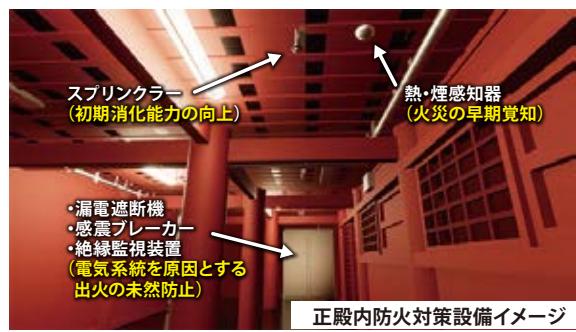
4. 首里城復元に向けた技術検討委員会での検討状況

高良倉吉琉球大学名誉教授を委員長とする有識者等からなる「首里城復元に向けた技術検討委員会」は、令和元年12月27日～令和4年12月末までに委員会を11回、ワーキンググループ会議37回を重ねており、復元に向けた技術的な検討を行っています。

これまでの正殿復元に関する主な検討内容、現地の状況は次の通りです。これまでの正殿復元に向けた技術検討を行っています。



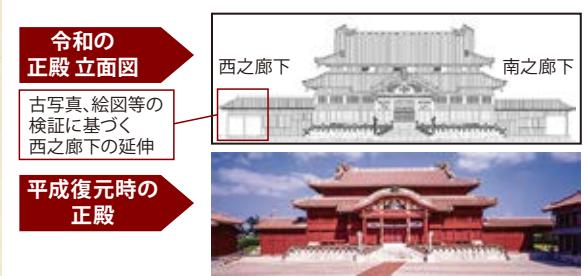
令和の正殿～平成復元との違い 防災・防火対策の強化～



令和の正殿～平成復元との違い 防災・防火対策の強化～



令和の正殿～平成復元との違い新たな知見に基づく復元～



①木材・瓦類関係(正殿)

大径材は、国分として桁・梁用で356本(国産ヒノキ)、沖縄県分として主に上下層丸柱・小屋丸太梁用で179本(国産ヒノキ169本、

イスマキ(向拝柱)、県産オキナワウラジロガシ(小屋丸太梁)で、現在調達を進めているところです。令和4年9月には木材倉庫・原寸場(仮設)が完成し、10月には大径木材の一部が初めて倉庫へ搬入されました。赤瓦は、正殿で約6万枚を使用します。原土配合はクチャヤと赤土の7.3を基本とし、シャモット(焼失した正殿の赤瓦破片を粉碎したもの)5%を混入させ、県内で製作する方針です。現在、焼成試験での確認を行っています。

②防火対策
一度と火災が起きないよう、消防や防災の専門家のご意見をもとに、漏電遮断器の設置など電気系統を原因とする火災の未然防止、熱・煙感知器の設置による火災の早期警知、スプリンクラーの設置による初期消火能力の向上などの対策を講じることとしています。また、消防車が侵入できなない城郭内に消火用の水を送る連結送水管の設置、設置した設備を適切に運用し、迅速に初動対応を行うための職員の訓練や消防署との連携等のソフト対策を進めています。

③彩色・彫刻関係
新たな知見に基づく主な平成復元との違いは以下の通りです。
西之廊下 古写真や絵図をもとに再検証を行い、正殿の北側に取り付けた「西之廊下」は平成復元時よりも長く、屋根形状も寄棟に変更となります。
久志弁柄 令和の復元では、琉球王国時代の古文書の記録にあった久志間切の弁柄がパクテリア由来の顔料であることを突き止め、その往時と同じ弁柄を用いた赤で塗装することとしています。(平成の復元では市販の顔料を使用。)

沖縄歴史の散歩道

御嶽を歩く②

沖縄復帰50周年企画として、「群星」紙上及び沖縄総合事務局ウェブサイト「オキナワンパールズ」にて歴史研究家の上里隆史氏が沖縄の歴史文化の魅力を紹介します。 <https://www.okinawan-pearsls.go.jp/>



知念グスク 御嶽



園比屋武御嶽石門 (そのひやんうたきいしもん)

沖縄のいたるところにある御嶽（うたき）。創世神話にかかる「七嶽」以外にもたくさん存在しています。世界遺産となつてゐる御嶽と言えば、斎場御嶽以外に園比屋武（そのひやん）御嶽の石門があります。園比屋武御嶽は首里城正門の歓会門と守礼門の間にある御嶽で、国王外出の際に旅の安全を祈願する場所として知られています。

石門は1517年に建立されたもので、八重山の西塘という人物の手によるものとされています。しかし注意すべき点は、この石門が御嶽そのものではないという点です。御嶽そのものは石門の背後に広がる森一帯で、そこには神殿などの構築物がない空間です。石門には板の扉が設置されていますが、そこから日常的に出入りをするわけではありません。石門はいわば、御嶽とう聖域と人間の世界をつなぐ「ゲート」であり、石門は祭壇の役割を果たしていると言えます。



糸数グスク

また各地のグスクにはほぼ必ず
といつていよいほど御嶽がある点も
見逃せません。「七嶽」には首里城や
玉城グスク、今帰仁グスク、知念グスク
に立地する御嶽があり、世界遺産
の勝連グスクをはじめとしたグスク
にも御嶽が存在します。グスクは
は単なる軍事的な「城」だけでなく、
聖域の性格も備わっていたことは
以前の記事「グスクを歩く」(本誌
5・6月号及び7・8月号)で紹介し
ました。

南城市にある糸数城は南都でも有数の大規模グスクで、万里の長城のように伸びる石垣が美しい場所です。そのグスクの内部には「糸数城之御嶽」と呼ばれた御嶽があり、自然石を乱雑に積んで囲み、石積みの内側には大きな琉球石灰岩の巨岩があります。またその脇には小さな石棺墓も存在しています。石積み囲いには王国時代の香炉と灯籠が置かれた札拝口もあって、グスクの廃城後も、集落の信仰の対象になつっていました。古くから続く御

上里 隆史(うえざと・たかし)

琉球史研究家。内閣府地域活性化伝道師。法政大学沖縄文化研究所研究員。早稲田大学大学院修士課程修了。著書に『琉球という国があった』(福音館書店、2020年)、『海の王国・琉球』(ボーダーインク、2018年)、『マンガ沖縄・琉球の歴史』(河出書房新社、2016年)、『尚氏と首里城』(吉川弘文館、2015年)など。NHKドラマ「テンペスト」の時代考証を担当。

嶽の姿がうかがえる場所となつてあります。

印象的なのは、御嶽には大きくそびえたつガジュマルやクバ（ビロウ）があることです。これらは聖なる樹木として扱われていたものです。おそらく琉球の時代に植えられ、それが根付き、立派に生長した姿を現在でも見ることができます。御嶽の歴史の重みを感じさせるような光景です。

首里城内に再現された首里森（すいむい）御嶽も石積みと樹木でおおわれた小さな空間ですが、かつては内部に巨岩があつたことがわかつています。糸数グスクの御嶽と同様な空間であつたことがわかります。





今帰仁グスク 城内下の御嶽

自然の恵み豊かな「名蔵湾」の海水のみを使用
地団の登録で、全国そして海外展開に活用



これも地団!

商標登録:第5005199号 石垣の塩(いしがきのしお)

八重山観光振興協同組合



沖縄の地域団体商標(地団)活用事例

地域団体商標制度は、「地域の名称」と「商品(サービス)名」等の組み合わせからなる商標を地域ブランドとして保護することにより、地域経済の活性化を目的とした制度です。

沖縄県内の取組を連載で紹介します。

■指定商品又は指定役務

石垣島周辺の海水から採取した自然海食塩



沖縄のブランド塩を牽引する
「石垣の塩」

「私たちが塩づくりを始めたのは1999年。1997年に塩専売制度が廃止され、塩の生産が自由化されて約2年後でした」と話す安富さん。塩の生産が自由化される前は、塩づくりは国で管理され、いわゆる食塩として流通していました。

地団の取得理由を伺うと「我々は元々、県外や海外へ、この石垣島の恵みである塩を届けたいという想いがありました。地団は国が認定するものなので、信頼性も高く、登録に到るまでの書類作りで私たちも

石垣の塩が地域団体商標(以下、地団)を出願したのは2006年。沖縄では第一号の地団登録となりました。申請を主導した、株式会社石垣の塩の工場長・安富真吾さんにお話を伺いました。

日本最南端、八重山諸島石垣島。島内最大を誇る美しい名蔵湾を中心に、石垣島周辺の綺麗な海水のみを原料にした「石垣の塩」は、天日干しや釜炊きなどで製造した、ミネラル分をバランス良く含んだ塩です。取水地である名蔵湾は、国際条約であるラムサール条約登録地で、2007年には国立公園にも指定されました。



当初心から県外・海外を見据え、
高品質・安定供給のために
設備投資

献もあり、八重山諸島の塩作り発祥の地なんです」。安富さんたちが塩を作り始めた頃は、割高の天然の海塩は認知度が低く、軌道に乗るまで約6年かかったそう。トレンドに敏感な東京の富裕層や食通から評判を得て、徐々に取引が広がっていったそうです。



塩の生産・流通の自由化で、
広がる市場とニーズ

垣の塩」として商標登録を考えたため、会社で商標を取ることはできませんでした。ちょうどその頃、2006年に地団制度が始まり、申請することにしました。申請に当たっては、エビデンスや証憑書類を揃えることが大変だったそう。登録されるまで、特許序と何度も書類を確認したと、当時の苦労を聞かせてくれました。「書類作成はハードでしたが、決して特別な能力がいるわけではありません。専門家のサポートもありました」。



当初心から県外・海外を見据え、
高品質・安定供給のために
設備投資

成分表示等、消費者の方に自信をもつてお見せすることができる情報を整理することができました」。起業当初から高品質・安定供給のために工場に設備投資を行つており、地団の取得で「石垣の塩」のブランド化の基盤が整つたそうです。

獲得できたそうです。「やはり、特許庁が認めた、地域ブランドというのは強みになりました」。

メーカーとのコラボ レーションにも一役買う地団



しかし、石垣の塩を全国に広めることは簡単ではありませんでした。全国の物産展に塩を担いで出店し、辛抱強く石垣の塩の魅力を伝えていたという安富さん。「あの頃は毎日毎日、全国を回っていましたね。一緒に出店した企業の方とは今も連絡を取り合うほど、濃い時間を過ごしました。縁が縁を呼び大手メーカーのバイヤーとも商談ができるようになりました」。

2007年頃は、日本各地で食品偽装問題が取り上げられており、「食の安全」について、メーカーや消費者の意識が高まっていました。県外の大手メーカーは、生産地に足を運び、しっかりとアセスメントを行うことが当たり前となっています。石垣の塩がナショナルブランドからコラボレーションの話が来た際には、地団があることで信頼をスムーズに



コラボ商品の数々

付加価値を伝えるために、 徹底した管理体制を



石垣の塩のブランディングを徹底し、付加価値を高めるために尽力してきたことで、通常の食塩の約十倍はする価格で、ながら、売上を伸ばしています。「コロナ化で企業も現地に足を運ぶことができず、コラボ件数は減少しましたが、その代わり巣ごもり消費でオンラインショッピングでの売上が伸びました」と話す安富さん。

「石垣の塩は、とにかくきれいな海の恵みがないと成り立たない。海と山、森、川：自然はすべて繋がっています。私たちは塩づくりを通して豊かな石垣島の自然を守る活動にも繋げていきたいと考えています。そのためには、島の子ども達にも石垣の塩についてもつと知つてもらい、自慢できる存在を目指しています」と使命感あふれる力強い目で語る安富さん。島の発展だけでなく環境保全も取り入れた石垣の塩の取組に今後も注目です。

次世代を担う石垣島の 子ども達が、自慢できる存在を 目指して



ちは「石垣の塩」の価値を決して落とすことのないよう、守っていくことを重視しています」。



敷地内の様子



敷地内の様子

DATA

八重山観光振興協同組合

住所：沖縄県石垣市字新川1145番地の57
電話：098-888-5666
HP：<https://www.okinawanojinzai.com/>

商品の価値をブレることなく、伝えて続けることで、一般消費者まで

お問い合わせ先
経済産業部 地域経済課 知的財産室
☎ 098-866-1730

認知が広がったと考えています。

今後の展開について伺うと、「提供する商品の美味しさと安全を変わらず守り続けること。そして少子高齢化も進んでるので、海外展開も推し進めていきます」と語ります。品質管理を追求するためには「HACCP（ハサップ：厚労省が所管する衛生管理制度）の取得も視野に入れ、ブランド価値向上に、抜かりはありません」。

「石垣の塩は、とにかくきれいな海の恵みがないと成り立たない。海と山、森、川：自然はすべて繋がっています。私たちは塩づくりを通して豊かな石垣島の自然を守る活動にも繋げていきたいと考えています。そのためには、島の子ども達にも石垣の塩についてもつと知つてもらい、自慢できる存在を目指しています」と使命感あふれる力強い目で語る安富さん。島の発展だけでなく環境保全も取り入れた石垣の塩の取組に今後も注目です。

おきなわのなつかしの風景 ～戦前の那覇の町にタイムスリップ～



目線を近づけると、まったく異なる世界が見えてくる。路面電車、線路を横切る自転車、和服姿の女性が精巧につくられていて動き出しそう。思わず引き込まれて、時間を忘れてしまいそうになる。

ゆいレール県庁駅前を降りて、5分歩いたパレットくもじ内に、那覇市歴史博物館があります。この博物館には、戦前の那覇の町にタイムスリップしたかのよう、当時の街並みを再現したジオラマがあります。

じつは懐かしい風情漂う街並みです。目線を近づけると、路面電車、人力車、通りを歩く子供たち、電柱、看板などが実際に細かく再現されていて、見れば見るほど新しい発見があり、楽しさが戻りんできます。

このジオラマ制作に携わった当時の担当者の喜納大作さんに話を伺いました。

一とも細部まで精工にできていてまるで本物のようです。どうやって作ったのですか。

おもに当時の写真を参考に復元しています。建物の寸法なども写真から割り出しました。たとえば建物の横幅がわからないとしても、今と昔で大きさがあまり変わらない瓦がいくつ並んでいるかを数えることで、およその横幅を割り出すことができます。写真をもとに図面を作つてもらつて、当時の建物として問題ないか建築の専門家とも一緒に検討しました。

一地道な作業で大変だったのではありますか。

やりがいがあり、楽しい時間でした。かつての那覇の街並みはとても個性的で魅力的です。西洋風のモダンな建物や路面電車など近代的なものと、沖縄の赤瓦屋根の建物が同居する情緒ある街並みでした。戦前の那覇の中心は那覇港に近い今の東町一帯にありました。那覇市役所、郵便局、百貨店、商店などが立地し、人と物が行き交う豊かな場所でした。ちょうど

ジオラマで復元した場所です。その当時の雰囲気をそのまま再現したいと思いました。できるだけ、リアルに再現したいと思い、当時近くに住んでいた方にも話を伺つたりしました。



当時の人たちの
息遣いが
聞こえそう



喜納大作(きな・だいさく)



1984年生。元・那覇市歴史博物館非常勤学芸員。
執筆等:「湯原の製塩風景を読む」「古地図で楽しむ首里・那覇」所収、風媒社、2022/「写真から見る近代の首里城正殿」「首里城御普請物語」所収、那覇市歴史博物館、2022ほか

撮影協力:那覇市歴史博物館(那覇市久茂地1-1-1パレットくもじ4F)

近くに寄られた際などに、是非一度、足をのばしていただければと思います。

一ありがとうございました。



人力車、女学生、レトロな車が見える。お店の看板も実際にあったものを、写真などから忠実に再現するようにしたという。

沖縄復帰50周年記念講演会

沖縄振興の
これまでとこれから

～持続可能性のある強い沖縄経済を目指して～



沖縄が本土に復帰して今年で50年を迎えました。沖縄総合事務局では、復帰から今日までの沖縄振興を振り返り、新たな沖縄振興について考えていくための一助となるよう、令和4年10月13日、沖縄復帰50周年記念講演会「沖縄振興のこれまでとこれから～持続可能性のある強い沖縄経済を目指して～」を開催いたしました。



▲これまでの沖縄振興について語る宮平栄治氏

講演会では、お二人の講師をお招きし、講演会前半は、名桜大学大学院国際文化研究科教授で、内閣府沖縄振興審議会委員の宮平栄治様に、「沖縄振興の50年を振り返る」をテーマに、これまでの5次にわたる沖縄振興（開発）計画の解説や、今後の沖縄の発展に向けての提言等について講演いただきました。

また、講演会後半は、U&I株式会社代表取締役社長で、株式会社上間フードアンドライフ会長の上間喜壽様に、「これから沖縄の振興について」をテーマに、経営者の立場から熱い思いを語っていただき



お問合せ先
総務部 企画調整課
☎098-866-0047

当日は、会場及びオンラインにて多くの皆様にご参加頂き、講演後の質疑応答も活発に行われ、盛況のなかで終了することができました。講演会の動画は、沖縄総合事務局の「YouTube」で公開しておりますので、是非ご覧下さい。



▲これからの沖縄振興について語る上間喜壽氏

YouTubeで動画配信中

見逃した方も
安心！

沖縄復帰50周年記念講演会
沖縄振興のこれまでとこれから
～持続可能性のある強い沖縄経済を目指して～

令和4年10月13日
内閣府沖縄総合事務局
～美ら島の未来を拓く～



沖縄復帰50周年記念パネル展 沖縄公正取引室50年のあゆみ ～どつきんの部屋～



▲沖縄本土復帰50周年記念
公正取引委員会委員長談話の展示



▲パネル展の様子

2日まで「沖縄公正取引室50年
のあゆみ（どつきんの部屋）」
と題したパネル展を沖縄総合
事務局1階行政情報プラザで
開催しました。

公正取引室の開設から現在
に至るまでのあゆみや、公正取
引委員会委員長談話、公正取
引委員会の組織概要や運用法
令、普及・啓発活動及び公式マ
スコットキャラクター「どつきん」
の紹介など、展示内容は多岐
にわたりました。

本稿では、パネル展の一部を
紹介します。

公正取引委員会が運用する法律

- 昭和22年 ①独占禁止法
- ②公正取引委員会設置
- 昭和31年 ③下請法
- 昭和37年 ④景品表示法
- 昭和47年 沖縄本土復帰 ⑤公正取引室開設
- 平成14年 ⑥官製談合防止法
- 平成25年 ⑦消費税転嫁対策特別措置法

沖縄総務局 総務部 公正取引室では、
現在、①～⑦の法律の業務を担当しているよ！

独占禁止法解説イラスト（事前相談制度）▶

▼沖縄県における主な独占禁止法及び
景品表示法の事件紹介



独占禁止法と下請法の内容に
について、解説イラストやクイズ形式
の展示コーナーを設けました。

また、公正取引室が担当し
た沖縄県における主な独占禁
止法及び景品表示法の違反事
件について、イラストを用いて紹
介しました。

運用法令の解説と 主な違反事件の紹介

◀ クイズ形式の下請法解説イラスト
(下請代金の減額)



▲各種パンフレットは公正取引委員会等の
HPでもご覧いただけます。

パネル展では公正取引室が運
用する各種法令のパンフレットを
配布しました。

紹介 配布パンフレットの



今後の公正取引室の取組

～新しい資本主義へ～

仕事の
窓

No.3



新しい資本主義への取組

令和4年6月7日に「経済財政運営と改革の基本方針2022」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定されました。この閣議決定に基づく公正取引委員会における主な新しい資本主義への取組は次のとおりです。

- ①社会経済の急速な変化に対応し、イノベーションや企業の成長を促す競争環境を整備するため、取引慣行や規制により競争が働いていない分野の実態を調査し、改善や見直しを提言するアドボカシー（唱導）機能の強化を図ること。
- ②中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進めるなど。

①イノベーションを促す競争環境の整備

公正取引委員会は、令和4年6月16日に「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて」を公表し、アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化に取り組んでいます。

オットリー長官
競争を促進するのじや

法律違反は許さないよ



情報等の活用

連携

実効性の強化

アドボカシー（唱導）
社会経済の変化に対応し、競争が働いていない分野における取引慣行の実態を調査して、独占禁止法や競争政策上の考え方を明らかにして公表します。また、事業者等による自主的な改善を促し、違反行為の未然防止を図ります。

エンフォースメント（執行）
事業者等による不公正な取引方法等の立入検査や事情聴取などの事件調査を行って、行政処分などの措置を講じて厳正に対処します。

独占禁止法等に関する御相談や講師派遣の御依頼などがありましたら、お気軽に御連絡ください。

お問い合わせ先
総務部 公正取引室
098-866-0049

いります。

▶公正取引室長 藤岡賢史

①イノベーションを促す競争環境の整備
②適切な価格転嫁に向けた取引環境の整備

今後、公正取引室は、体制及び執行力の強化を図って、事業者等への調査を行って指導するなど、厳正に

公正取引室は、沖縄における「競争の番人」として、所管法律に関する相談対応、事業者や発注者向け研修会、有識者との懇談会、学生向けの独占禁止法教室、消費者向けのセミナー等の普及啓発の取組を行っています。また、独占禁止法、下請法、景品表示法等に違反する疑いがあれば、事業者等への調査を行って指導するなど、厳正に

③沖縄における今後の公正取引室の取組

中小事業者等取引公正化推進アクションプラン

- ②適切な価格転嫁に向けた取引環境の整備
 - ・優越的地位の濫用に関する緊急調査
 - ・労働基準監督機関との連携強化
 - ・優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設など
- ③沖縄における今後の公正取引室の取組
 - ・違法行為情報提供フォームの運用
 - ・法違反が多く認められる業種への自主点検要請
 - ・転嫁拒否が疑われる業種への重点立入調査など
- ④価格転嫁円滑化スキーム
 - ・違法行為情報提供フォームの運用
 - ・法違反が多く認められる業種への自主点検要請
 - ・転嫁拒否が疑われる業種への重点立入調査など
- ⑤下請法の執行強化
 - ・買いたたきの解釈の明確化
 - ・買いたたきに対する取締り強化
 - ・不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動など
- ⑥独占禁止法の執行強化
 - ・優越的地位の濫用に関する緊急調査
 - ・労働基準監督機関との連携強化
 - ・優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設など

※詳細は18ページの「お知らせ①」をご覧ください。

日本の財政について

～大学生と一緒に考える～



▲財務部職員による説明の様子(沖縄国際大学)

財務部では、地域の皆さまへ、財務省や金融庁の施策をお伝えするため、出前講座を実施しています。今号では、沖縄国際大学と琉球大学で行つた財政授業についてご紹介します。

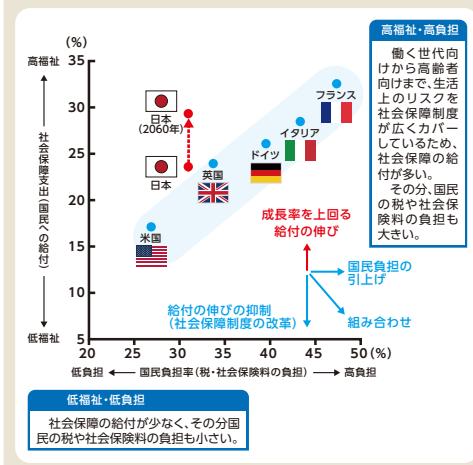
11月30日に沖縄国際大学(1年生106名)、12月8日に琉球大学(2~4年生82名)で、財政の現状や課題等を説明する財政授業を行いました。

授業では、最初に財政の役割と、令和4年度予算を例に歳出(支出)と歳入(収入)の構成について説明し、1990年代以降歳出の伸びに歳入が追いつかず「公債金」という借金に依存していること、要因は少子高齢化の進行により社会保障関係費が大きく伸びていること

と、その結果、日本の借金残高は、主要先進国の中でも最も高い水準にあることを説明しました。

続いて、少子高齢化や財源の不足といった状況に対応した社会保障とするため、現在「社会保障と税の一体改革」を行つており、消費税率引上げによる増収分は全て社会保障に充て、待機児童の解消や保育無償化など子育て世代のためにも充当し、「全世代型」の社会保障に転換していることを説明しました。また、あるべき給付と負担のバランスについて、諸外国との比較を行なながら、どの国も国民が望ましいと思う形を目指していること、日本でも引き続き国民全体で議論していく必要があることを説明しました。最後に、より良い社会にするためには、18歳になった皆さんが「こんな日本になつたらいいな」という「自身の思いや考え方を、選挙を通じて意思表示していくことが大切であることをお伝えしま

主な国の給付(社会保障支出)と負担(国民負担率)のバランス(GDP比)[2015]



(出所) OECD "National Accounts", "Revenue Statistics", 内閣府「国民経済計算」等

▲講義資料の一例

事後アンケートでは、「財政が身近なものだと感じることができた」「いろんな学校でこの授業をやって若者に現状を理解してほしい」「選挙に参加していきたいと思う」等の感想が寄せられました。財務部の出前講座については、左記連絡先までお気軽に問い合わせください。



▲財務部職員による説明の様子(琉球大学)

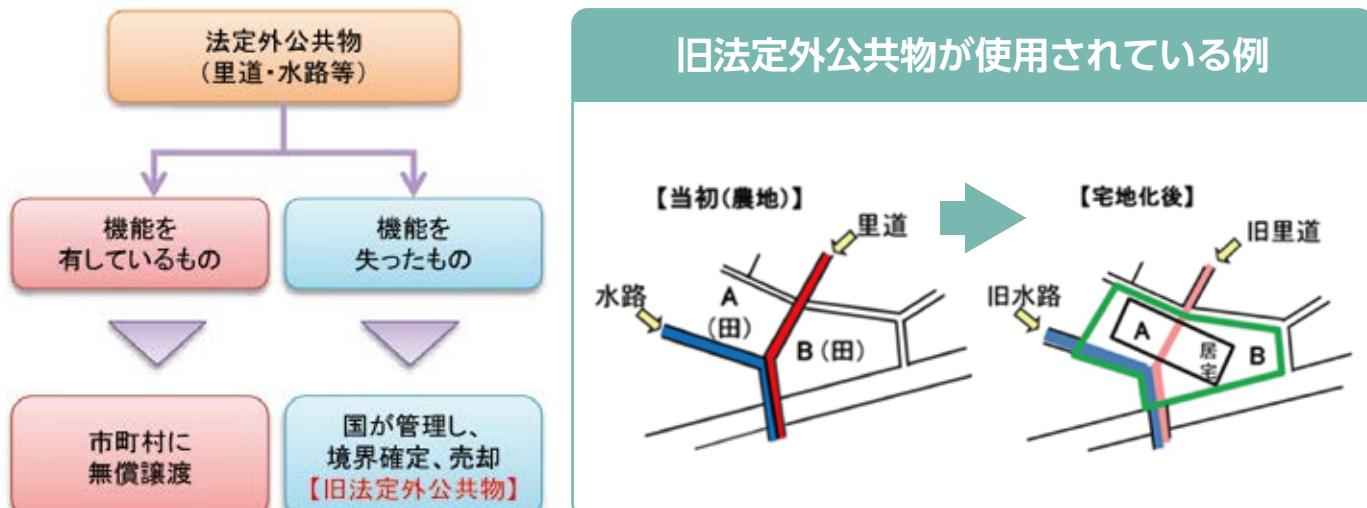


身边な国有財産

～旧法定外公共物(旧里道・旧水路)について～

旧法定外公共物とは、かつて里道や水路等であったものが、機能を失い、公共的な用途に使われていないものをいい、国(沖縄県では沖縄総合事務局財務部)が管理することになっています。旧里道や旧水路が、現に住宅敷地等として使用されている場合には使用者に対して売却を行っています。

※ 現在でも里道・水路としての機能を有しているもので、市区町村が必要なものについては、国から譲与のうえ市区町村が所有する土地となっています。



(旧里道)



(旧水路)

旧法定外公共物の境界確定または購入手続きを検討されている方は、財務部ホームページ(右記のQRコード)をご覧いただぐか、下記までお気軽にお問合せ下さい。



沖縄本島及び離島地域 (宮古・八重山地域を除く)
財務部統括国有財産管理官 TEL (098) 866-0097

宮古地域
宮古財務出張所 TEL (0980) 72-4774

八重山地域
八重山財務出張所 TEL (0980) 82-4941

外国投資家による投資について

～外為法に基づく対内直接投資審査制度～



安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、政府全体として、経済安全保障の取組を強化していくことが必要となっています。

外為替及び外國貿易法(外為法)では、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することなどを防ぐため、外国投資家が日本の企業に対して一定の投資を行う場合に事前届出を求め、国の安全等の観点から審査を行っています。

外為法における対内直接投資審査制度の概要

外為法に基づき、①外国投資家(非居住者である個人、外国の会社、これらの者から50%以上出資を受けている本邦の会社等)が、②国の安全等の観点から指定される事前届出の必要な業種を営む企業に対して、③投資等を行う場合、外国投資家は財務大臣及び事業所管大臣あてに事前届出を行う必要があります。

事前届出の必要な業種を営む企業

外国投資家
※非居住者、外国会社等

財務省・事業所管省庁



①事前届出の必要な投資家の例

- 日本以外の国・地域に居住する個人(日本国籍を有する者も含む)
- 外国で設立された法人やファンド、外国に主たる事務所を有する法人
- 外国法人の本邦における100%子会社
- 外国法人が50%以上出資する投資ファンド 等

②事前届出の必要な業種

- ▶ 事前届出の必要な業種のうち1つでも営んでいる場合は事前届出の対象
- ▶ 事業規模には関係がなく、子会社が以下の業種を営んでいる場合も事前届出の対象

- 武器・航空機・宇宙開発・原子力関連の製造業、及び、これらの業種に係る修理業、ソフトウェア業
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業等、特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- サイバーセキュリティ関連業種
(情報処理関連の機器・部品・ソフトウェア製造業種、情報サービス関連業種)
- インフラ関連業種(電力業、ガス業、通信業、上水道、鉄道業、石油業、熱供給業、放送業、旅客運送) 等
- その他(警備業、農林水産業、皮革製品製造業、航空運輸業、海運業) 等

③事前届出の必要な投資等

- 上場会社の1%以上の株式取得
- 非上場会社の1株以上の株式取得(端株の取得も含む) 等

事前届出を提出する必要がある事例

- ・ ①外国に在住する個人投資家が、②輸出規制の対象(注)となる先端材料や防衛装備品の部品を製造する日本の非上場会社に対して、③1株(端株も含む)以上の株式取得を行う場合
- ・ ①外国法人が、②ソフトウェアを開発する日本の企業に対して、③外国法人の関係者を役員として就任させることについて株主総会において同意する場合

(注)輸出に際し経済産業大臣の承認等が必要となる軍事転用可能な汎用貨物(輸出貿易管理令別表第一に掲げる貨物)。

よくある質問

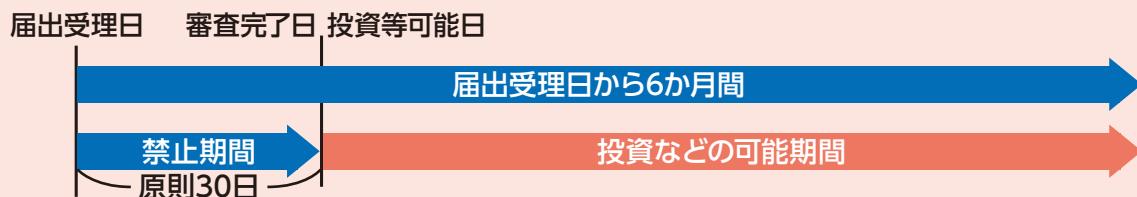
Q 株式取得以外に、どのような場合に事前届出が必要ですか?

- A 以下の場合などに事前届出を行うことが必要です。
- ・ 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任することについて、株主総会において同意する場合
 - ・ 事前届出の必要な業種に属する事業を外国投資家が承継する場合

Q 事前に届出を行った投資等は、いつから行うことができますか?

- A 財務大臣及び事業所管大臣において、事前届出が国の安全等に支障がないかどうかを審査するため、事前届出を受理してから起算して30日を経過するまで(4か月まで延長可)は、届け出た投資等を行うことはできません(投資禁止期間)。ただし、その期間は、国の安全等を損なう事態が生ずる投資等に該当しない場合、短縮されることがあります。

事前届出の審査スケジュール



沖縄総合事務局財務部では、事前届出が必要となる場合の手続き等についての相談窓口、事前届出義務の違反が疑われる場合等の情報提供窓口を設置しております。

相談窓口、情報提供窓口の連絡先や詳細な資料は、下記URLにて掲載しています。

https://www.ogb.go.jp/zaimu/zaimu_tainaichokusetutoushi

ご不明な点などがありましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。



また、財務部では、外為法に基づく対内直接投資審査制度についてご理解いただくため、職員を講師として派遣しています。講演料・交通費は一切不要となっておりますので、お気軽にご相談ください。

お問合せ先 財務部 理財課 ☎098-866-0092



食品ロス削減月間の取組について

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品です。国内における食品ロスの現状（令和2年度）としては、年間約522万トン発生し、そのうち事業系が約275万トン、家庭系が約247万トンと推計されています。このようないい状況を受け、食品ロス削減に関する理解と関心を深めるため、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められています。当局における「食品ロス削減月間」の取組をご紹介します。

1. 食品ロス削減に関するパネル展の開催

令和4年10月24日～28日、当局1階行政情報プラザにおいて、食品ロス削減に対する意識啓発を目的に「食品ロス削減パネル展」を開催し、食品ロスの現状や食品ロス削減に関する情報発信のほか、県内で食品ロス削減に取り組んでいる事業者をご紹介します。

介しました。

沖縄県内における食品ロスの現状（令和元年度）としては、年間約6.1万トン発生し、そのうち事業系が約2.6万トン、家庭系が約3.5万トンと推計されており、全国的な傾向とは逆に家庭系の割合の方が高くなっています。このことから、沖縄では家庭から出る食べ残しなどの食品ロスに目を向け、削減に向けて取り組む必要があります。このようないい状況が普段の生活で身近に出来ることを紹介してほしい」とのご意見もいただき、「誰でもできる食品ロス削減～お買い物編・お料理編・宴会編～」のパンフレットを配布しました。来場者からは、「家庭で食品ロスになりやすい食材が分かれば、身近な取組の方向性が見える」、「消費期限と賞味期限の違いを多くの人に知つてもらうよう取り組んでほしい」とのご意見をいただきました。

一方で、「10月が食品ロス削減月間だとは知らなかつた」との感想もいただいたことから、食品ロス削減月間の更なる周知を行い、多くの方に関心を持っていただき必要があると考えております。

食品ロス削減の1つの方法として、家庭などから未利用食品の寄附をいただき、フードバンクを通じて食品を必要としている方や施設等へ提供する取組があります。既に沖縄でも様々な企業や団体で行われていますが、当局では食品ロス削減月間に合わせて、米、レトルト食品、缶詰など、合計200点以上の未利用食品を、NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄を通して、必要とされている方や施設等へ寄附しました。

2. 未利用食品の寄附について



▲パネル展の様子

3. 食品関連事業者への啓発活動の呼びかけ



▲セカンドハーベスト沖縄に未利用食品をお届けしました

県内の取組のうち、株式会社丸大では、消費者向けのポスター掲示のほか、独自の取組として、見切り品の売り場での「あつ～、MOTTAINAI（もったいない）」POPの掲示や地元小学校での食品ロス削減に関する出前講座が行われました。

これらの取組により、賞味期限の近い商品を選ばれるお客様が増え、また従業員の食品ロス削減に対する意識が高まり、家庭での食品残さを減らすなど、できることから取り組んでいるとのご意見があつたとのことです。また、「てまえどり」については、食品ロス削減につながる行動として全国に広がりをみせたことから、2022年の新語・流行語大賞トップ10に選出されました。

今後、当局でも引き続き消費者、食品関連事業者の皆様と連携し、食品ロス削減に関心をもつていただけよう取り組んでまいります。



▲POP「てまえどり」の啓発の様子

○○○ ○○○ ○○○○○
取り組む事業者(12事業者)
※五十音順
イオン琉球株式会社
株式会社沖縄ファミリーマート
金秀商事株式会社
株式会社サンエー
株式会社JAおきなわAコーポ
JAおきなわ
ファーマーズマーケット
生活協同組合コープおきなわ
株式会社セブン・イレブン・沖縄
株式会社野嵩商会
(フレッシュユープラザユニオン)
株式会社丸大
株式会社リウボウストア
株式会社ローソン沖縄

啓発資材を活用した消費者啓発に
取り組む事業者(12事業者)
※五十音順

県内の消費者啓発に 取り組む事業者



▲ポスター掲示による啓発活動の取組



第44回

全国土地改良大会沖縄大会の開催

から栽培される多様な農作物、南国特有の豊かな自然や伝統文化なども幅広く紹介することができました。



▲会場の全景



▲勝俣農林水産副大臣による祝辞

本大会には、勝俣農林水産副大臣をはじめ各方面の関係者が出席され、土地改良事業功労者表彰、基調講演、優良地区事例紹介などが行われました。また、パネル展や沖縄物産展コーナーが設けられ、沖縄県産の食材をふんだんに使用したお弁当も販売されました。沖縄県本土復帰50周年ということもあり、会場は大いに盛り上りました。

本大会の開催により、沖縄県の農業農村整備事業の取組を全国に広く発信するとともに、熱帯性の気候

お問合せ先

農林水産部 食料産業課

☎ 098-866-1673

お問合せ先

農林水産部 農村振興課

☎ 098-866-1652

中小事業者等取引公正化推進 アクションプラン



公正取引委員会は、令和3年12月、公正取引委員会を含む関係省庁において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月、新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定しました。

公正取引委員会は、今後も引き続き、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法・下請法違反行為に対して厳正に対処していきます。

主な下請法の執行強化

買いたたきの解釈の明確化

●下請法運用基準の改正

【改正後の下請法運用基準の概要】

- 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがあります。
 - ・労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
 - ・労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

●下請法Q&Aの公表

●不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用、オンライン相談会の実施

(不当な下請取引) ゼロゼロ110番

電話番号 0120-060-110 【受付時間】10:00-17:00(土日祝日・年末年始を除く)

価格転嫁円滑化スキーム

違反行為情報提供フォームの運用

公正取引委員会では、下請事業者が匿名で、買いたたきなどの違反行為を行っていると疑われる親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、広く情報を受け付けております。

(URL:<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>)



農業者年金

終身年金で安心!

農業者の方は国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を!

ポイント

1
の
説明

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です!

- 年間60日以上農業に従事している、国民年金の第1号被保険者(保険料免除者を除く。)である20歳以上60歳未満の方又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者が加入できます。
- 高齢農家世帯の家計費は、月額約22万円というデータがあります。
国民年金の支給額は、最大で一人あたり月約6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月約10万円の赤字ですので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。
- 農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。
- 農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)~6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。(脱退一時金はありません。)

試算表 農業者年金に加入すれば~ 農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	58万円	49万円	1,243万円	1,315万円
		2万円	960万円	76万円	64万円	1,635万円	1,730万円
30歳	30年	1万円	660万円	45万円	38万円	968万円	1,024万円
		2万円	720万円	50万円	43万円	1,085万円	1,148万円
40歳	20年	2万円	480万円	30万円	25万円	642万円	680万円
50歳	10年	2万円	240万円	13万円	11万円	286万円	303万円

※ 上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定期率が0.30%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※ 運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の19年間(令和2年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.97%です。

※ 予定期率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和4年度は0.30%となっています。

※ 各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

※ 保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。※加入期間等により保険料の払込額を下回る場合があります。

ポイント

2
の
説明

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者又は認定就農者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算で最大216万円)があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

ポイント

3
の
説明

生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります。

- 支払った保険料は、同一生計の家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 保険料の運用益が非課税
- 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
- 死亡一時金は非課税です。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJA又は農業者
年金基金にお問合せください。

独立行政法人農業者年金基金

●専門相談員

TEL:03-3502-3199

JAおきなわ

●本店組織活性部

TEL:098-831-5157

詳しくは… 農業者年金基金



<https://www.nounen.go.jp/>



令和5年1月より
車検証が電子化されます!

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場（指定自動車整備工場）が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

現在、車検証の交付を受けるためには運輸支局等への出頭が必要ですが、車検証を電子化し、整備事業者等の事業所等において車検証の有効期間を更新する仕組みを新たに導入することで、車検時の運輸支局等への出頭を不要とすることにより、自動車ユーザーや自動車関係の事業者の皆様のさらなる利便性向上を図ることを目指します。

なお、軽自動車においては、令和6年1月から同様の取扱いが開始されます。

■ 電子車検証の記載事項等

電子車検証の券面には、継続検査や変更登録等の影響を受けない基礎的情報が記載されます。一方、ICタグの記録事項は、車検証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置等となります。ICタグの記録情報の書き換えのみの場合（継続検査等の申請がオンラインの場合に限る。）、運輸支局等へ出頭を不要とすることが可能になります。

車検証閲覧アプリ

車検証の電子化とあわせて、ICタグに記録された車検証情報などをスマートフォンやパソコンで閲覧あるいはPDF等で出力できるよう、令和5年1月より「車検証閲覧アプリ」を提供します。「車検証閲覧アプリ」をインストールしたユーザーに対しては、車検証の有効期間の更新時期をお知らせするサービス等を提供する予定です。

電子車検証特設サイト

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、「電子車検証特設サイト」を開設しています。

「電子車検証特設サイト」のURL・二次元コードはこれら
(パソコン・スマホ共通) 

https://www.denshishakencho-portal.mlit.go.jp/
お問合せ先 沖縄総合事務局 運輸部 車両安全課
☎ 098-966-1837



内閣府だより

令和4年度第2次補正予算

～「強い沖縄経済」実現ビジョンの具体化に向けて、約244億円を計上～

①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③「新しい資本主義」の加速、④国民の安全・安心の確保を4つの柱とする総合的な経済対策を踏まえて、令和4年度第2次補正予算では、沖縄振興予算が約244億円計上されました。この補正予算も最大限に活用しつつ、「強い沖縄経済」の実現に向けて、総合的・積極的に沖縄振興策を推進していきます。

① 物価高騰・賃上げへの取組

沖縄振興開発金融公庫に対する補給金

新型コロナウイルスの感染拡大、物価高騰等の影響を受けている沖縄県の事業者の事業継続を支援するため、沖縄振興開発金融公庫に対する補給金として、約50億円を計上しています。

② 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

沖縄型産業中核人材育成・活用事業

沖縄の産業の労働生産性や所得の向上、デジタル人材不足の解消に向けて、ひとり親等を対象に、実践的・専門的なITスキルの習得を目指した研修を実施し、幅広い産業の高付加価値化に貢献できるIT分野の即戦力人材として育成するため、約6億円を計上しています。近日中の公募を予定しています。



④ 防災・減災、国土強靭化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など国民安全・安心の確保

OISTの教育研究の成果を社会に還元し、「強い沖縄経済」の実現に資するよう、新たなスタートアップ創出拠点、次世代高性能計算機(HPC)を格納するデータセンター、量子・バイオ研究設備等の整備を行い、更なるスタートアップの創出を加速するため、約23億円を計上しています。

沖縄科学技術大学院大学(OIST)におけるスタートアップの取組支援

③ 新しい資本主義実現の加速

沖縄健康医療拠点整備

沖縄健康医療拠点における再生医療研究等の加速化を進め、琉球大学医学部関係施設のうち先端医学研究センター等の関係施設を整備するため、約10億円を計上しています。

沖縄振興公共投資交付金事業に係る防災・減災、国土強靭化の推進

沖縄における道路、港湾、農業農村整備等に係る防災・減災、国土強靭化のための取組等を推進するため、約121億円を計上しています。





「インボイス制度」

～申請受付始まっています～



令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されます。消費税の仕入税額控除を受けるためには、適格請求書(インボイス)の保存が必要です。適格請求書発行事業者のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を税務署に提出し税務署長の登録を受ける必要があります。

インボイス制度とは？

インボイス制度の基本を分かりやすく解説した動画です。消費税の申告を行ったことがない事業者の方も適格請求書発行事業者になるかどうかの検討が必要ですので、ぜひ動画をご覧ください。



制度の対応には事前準備が必要です。申請は便利なe-Taxで。



インボイス制度対応に向けた準備のポイント

買手としての準備

- 繼続的な取引の相手先（仕入先等）に対して、
①登録の有無の確認、②適格請求書の様式や受領方法の確認が必要
- 必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等
- 適格請求書等保存方式に係る社員研修の実施

売手としての準備

- 繼続的な取引の相手先（売上先等）に対して、
①登録番号、②適格請求書の様式や交付方法の認識の共有
- 自身が行う取引について適格請求書の記載事項を満たす書類を整備（請求書、納品書、レシートなど）
- 適格請求書の交付方法（電子インボイスの提供など）を検討
- 必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修など

～登録申請手続関係サイトのご紹介～

インボイス制度特設サイト

登録申請手続

作成マニュアル
～e-Taxソフト(WEB版)～

Q&A



インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、軽減・インボイスセンターへ！！

フリーダイヤル 0120-205-553（無料） 受付時間 9:00～17:00（土日祝日除く）

沖縄国税事務所

沖縄総合事務局

<https://www.ogb.go.jp>

ホームページ



Twitter



Facebook



広報誌